

鳥取県公安委員会告示第3号

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第3条第1項の規定に基づき、指定団体から団体の名称及び事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同規則第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月1日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

変更後の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人鳥取県防犯連合会	鳥取市大榎町12-3	平成24年4月1日